

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成30年1月19日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンスーパーセンター紫波古館店 紫波郡紫波町高水寺字古屋敷16番地1
ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 イオンスーパーセンター株式会社
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
ア イオンスーパーセンター株式会社
イ イオンリテール株式会社
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年9月13日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,141平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
ア 収容台数 89台
イ 出入口 2箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 70台
- (8) 荷さばき施設の面積 113平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 61立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前8時
イ 閉店時刻 午後9時30分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時00分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 平成30年1月11日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場